

少年法の一部改正について

内 田 博 文

目次

- 一 はじめに
- 二 閣議決定までの経緯
- 三 国会審議
- 四 終わりに

一 はじめに

少年法の一部改正は二〇〇〇年（平成十二年）、二〇〇七年（平成十九年）、二〇〇八年（平成二十年）と相次いで。二〇〇八年（平成二十年）改正法案は第一六九回国会に上程された。二〇〇八年五月二二日に開催の衆議院本会議における提案趣旨説明は次のようなものであった。

少年審判手続において、被害者やその遺族の方々への配慮を充実させることは極めて重要であり、これまでさまざまな取り組みが行われてきましたが、多くの被害者等にとって、その被害から回復して平穏な生活に戻すためには依然としてさまざまな困難があることが指摘されています。このような現状を踏まえ、平成十六年には犯罪被害者等のための施策の基本理念等を定めた犯罪被害者等基本法が成立し、これを受けて平成十七年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画には、法務省において、平成十二年に改正された少年法のいわゆる五年後見直しの検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見、要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施することが掲げられています。また、少年法第三十七条第一項に掲げる成人の刑事事件に、より適切に対処するため、その裁判権を家庭裁判所から地方裁判所等に移管することが必要であるとの指摘がかねてからなされております。そこで、この法律案は、犯罪被害者等基本法等を踏まえ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、少年法を改正し、所要の法整備を行うおとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができる制度を創設するものです。すなわち、家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申し出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申し出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができることとしております。

第二は、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するものです。すなわち、少年保護事件の被害者等には、原則として、記録の閲覧または謄写を認めることとともに、閲覧または謄写の対象記録の範囲

を拡大し、非行事実に係る部分以外の一定の記録についても、その対象とすることとしております。

第三は、被害者等の申し出による意見の聴取の対象者を拡大し、被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族または兄弟姉妹をもその対象者とするものです。

第四は、成人の刑事事件に関し、少年法第三十七条第一項に掲げる罪に係る第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査または審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第三十八条を削除するものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の趣旨でございます。^①

法案の国会審議は、二〇〇八年五月二三日（衆議院法務委員会で趣旨説明）、同月二七日（質疑）、同月三〇日（参考人質疑、修正趣旨説明、質疑）、六月三日（修正可決、附帯決議）、同日（衆議院本会議で議決）、同月四日（参議院本会議で趣旨説明）、同月五日（参議院法務委員会で趣旨説明、衆議院修正部分趣旨説明、質疑）、同月一〇日（参考人質疑、質疑、採決）、同月二一日（参議院本会議で委員長報告、可決・成立）を辿った。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が二〇一三年（平成二五年）十一月二七日に法律第八六号として公布されたが、同法の附則により少年法も一部改正され、少年法第二二条の四第一項に、次の一号、すなわち「三 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二五年法律第八六号）第四条、第五条又は第六条第三項若しくは第四項の罪」が加えられることになった。

日弁連は、二〇〇八年改正法の「施行三年経過後の見直し」規定（附則三条）にのっとって、二〇一一年（平成二三年）一月一八日、『改正』少年法の施行三年後見直しに関する意見書^②を公表した。しかし、このよう

な意味での「見直し」は現在までのところ行われていない。

それどころか、法務大臣は、二〇一三年（平成二五年）三月一三日に開催された衆議院法務委員会において「少年法については、少年審判手続のより一層の適正化及び少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大並びに少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しについて、法制審議会の答申を踏まえて必要な法整備を進めてまいります。」³⁾と表明した。

現行少年法が制定当初から内包してきた少年事件については刑事裁判を少年審判化するのか、あるいは少年審判を刑事裁判化するのかという問題はいよいよその帰趨が明らかになって行った。少年事件は今や重罰化を牽引する機関車の役割を担うことになった。この重罰化の波は保護処分にも及ぶことになった。現に法務大臣が二〇一三年（平成二五年）一〇月二九日に開催された衆議院法務委員会において「法務省では、現在、……少年法の見直し、少年院法案を初めとする少年矯正の基盤整備等につき、所要の検討、準備を進めております。いずれも国民生活や個人の権利義務に関する重要な法整備であり、私は、法務大臣として、引き続きこれらの法整備を速やかに、かつ、着実に進めてまいれる所存です。」⁴⁾と表明しているのである。少年法改正問題だけではなく、少年矯正関係法の動きについても注意が必要であろう。

(1) 『平成二〇年第一六九回国会衆議院本会議録第三二号（平成二〇年五月三日）』三頁。

(2) 意見書の趣旨は次のようなものであった。

一 家庭裁判所は、二〇〇八年（平成二〇年）の少年法「改正」に当たり、政府提出法案の条文が国会で修正された意義を再度確認し、被害者等の審判傍聴を許可するに当たっては、「少年の健全な育成を妨げるおそれ

がなく相当と認めるとき」との要件を慎重かつ厳格に判断すべきである。

二 家庭裁判所は、被害者等に審判傍聴を許可した場合でも、傍聴を許す手続の範囲について、被害者等の一時退席の措置（少年審判規則三一条一項）などを含め、適切に判断・運用すべきである。

三 家庭裁判所は、被害者等が審判を傍聴する事案において被害者等からの意見聴取（少年法九条の二）を行う場合は、聴取の方法について慎重かつ適切に判断すべきである。審判の際の意見聴取は、一旦休廷した上審判廷外で行う、あるいは、審判廷から少年を退席させた上で行うことを原則とすべきであり、例外的に、少年が在廷する審判廷での意見聴取を認めようとする場合には、被害者等の意見内容を直前に改めて把握した上で、特に慎重に判断すべきである。そして、最高裁判所は、これらの点を明示する規則の制定を検討すべきである。

四 政府及び最高裁判所は、審判傍聴制度の適切な運営・運用を確保するため、家庭裁判所の人的・物的な態勢を早急に充実させるべきである。

(3) 『平成二二年第一八三回国会衆議院法務委員会議録第一号（平成二三年三月一三日）』一頁。

(4) 『平成二二年第一八五回国会衆議院法務委員会議録第一六号（平成二三年一月二十九日）』二頁。

二 閣議決定までの経緯

「平成二〇年改正少年法の見直しの要否とともに、併せて、その他の点で少年法の見直しが必要と考えられる事項があればその点も含めて、法務省として検討を行うに当たり、幅広く関係者の意見を聴き、質疑応答を通じた意見交換をする場として、被害者関係団体、刑事法学者、日弁連、最高裁、法務省の各関係者が出席する意見

交換会」として「平成二〇年改正少年法等に関する意見交換会」が法務省内に設置されることになった。交換会の名簿は次の通りであった。

- (一) 少年犯罪被害者団体
 - 武 るり子 (少年犯罪被害当事者の会・代表)
 - 望月 廣子 (社) 被害者支援都民センター・事務局長)
- (二) 刑事法学者
 - 植村 立郎 (学習院大学)
 - 瀬川 晃 (同志社大学)
 - 小木曾 綾 (中央大学)
- (三) 日本弁護士連合会
 - 須納瀬 学 (弁護士)
 - 山崎 健一 (同)
 - 武内 大徳 (同)
- (四) 最高裁判所
 - 馬渡 直史 (家庭局第二課長)
 - 船所 寛生 (家庭局付)
- (五) 法務省

岩尾 信行（大臣官房審議官）

上富 敏伸（刑事局刑事法制管理官）

保坂 和人（刑事局刑事法制企画官）

福島 一訓（刑事局付）

法制審議会少年法部会のメンバーの中からほとんどを選んだというのが特徴であった。交換会は、第一回が二〇一二年（平成二四年）三月一二日、第二回が同年三月二七日、第三回が同年四月二〇日、第四回が五月二五日、第五回が六月一八日と開催され、七月三〇日に開催された第六回の会議で「平成二〇年改正少年法等に関する意見交換会の意見の概要等」がまとめられた。「概要等」は次のようなものであった。⁽⁵⁾

1 国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大

○ 少年審判において、少年に対して法的・社会的な援助をし、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。

しかしながら、多くの少年やその保護者には、弁護士付添人の費用を負担する資力がなく、仮に保護者に資力があつたとしても、少年のために費用を支出することには消極的な場合がほとんどであつて、国費により弁護士付添人を付する制度でなければ、少年が弁護士付添人の援助を受ける権利は実質的に保障されることにならない。したがって、身体拘束を受けた少年に対し、その権利を実質的に保障するためには、国選付添人制度の対象事件の拡大が必要である。

- 被疑者国選弁護士制度の対象事件が拡大されたことにより、被疑者段階で選任された国選弁護士が、家庭裁判所送致後には国選付添人となることができない、という事態が生じている。この意味で、国選付添人の対象事件を拡大し、この制度的矛盾を解消する必要がある。
- 国選付添人制度の対象事件については、少年鑑別所に送致されて身体拘束を受ける少年の事件全件とすべきである。
- 被疑者国選弁護士制度と国選付添人制度とに不整合が生じていて、そこにばらつきがあることに、非常に問題性があるので、まずはこの点の解消を図るべき。
- かなりの予算がかかることになるので、予算の問題も考慮する必要がある。
- 国選付添人については、少年又はその保護者の請求により選任が認められる制度を採用すべきである。
- 少年審判の職権主義的構造や国選付添人制度が国費によりまかなわれることからすれば、家庭裁判所が必要性を判断する制度とすべきである。
- 適正な事実認定を行えるようにするためには付添人だけではなく、検察官も関与させて様々な角度から光を当てる必要がある。
- 加害少年についてのみ協力者が増えるというのはバランス的に問題があるので、加害少年に付添人を付けるのであれば、検察官も関与させるべき。
- 少年審判の基本的構造は、少年の健全育成の観点からの保護処分手続が基本であり、原則としては家庭裁判所の裁判官が捜査記録をきちんと見て判断するものである。そして、そこに問題がないかを検証するために弁護士である付添人が付くのであるから、刑事裁判のような形で検察官が関与するというのは望ま

しくない。

○ 検察官関与が例外的に、重大事件に関してのみ導入されたという経緯からして、安易にその対象事件を拡大すべきではない。

2 少年に対する刑事処分の規定の見直しについて

○ 成人の有期刑の処断上限は上がったのにそれに連動する形で少年刑の見直しが行われておらず、成人の刑と比較した場合に少年刑の適切さに疑問が生じる状況となっている。

○ 成人と少年の共犯事件において、少年に対する量刑が適正を欠く場合がある。

○ 一〇年を超える刑に教育的な効果というのが期待出来るか、社会防衛的な問題が非常に強調され、責任刑とも合致しないのではないかという問題がある。

○ 少年法が定めている健全育成の理念からの刑の在り方というのを十分踏まえた上で、慎重に考えたほうがよい。

「概要等」の特徴は検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大についても、また、少年に対する刑事処分の規定の見直しについても両論併記という形になっていることである。これらの異なる意見を総合勘案して、どのような改正案を作成するかは政府の立法政策に委ねられることになった。このように政府に対していわばフリーハンドを与えたという点に意見交換会の最大の意義があったといえようか。

この「概要等」を踏まえて、法務大臣は二〇一三年（平成二四年）九月七日、法制審議会に対して諮問第九十五号「少年審判手続のより一層の適正化及び充実化並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るた

め、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）についてご意見を承りたい。」を諮問した。ちなみに「要綱（骨子）」は次のようなものであった。

第一 国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大

一 家庭裁判所は、少年法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて死刑若しくは無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつてこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものについて、同法第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができることとする。

二 家庭裁判所は、少年法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができることとする。

第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

一 少年法第五十一条第二項の規定により無期刑をもって処断すべきときに有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑は、十年以上二十年以下の範囲内において言い渡すこととすること。この場合において、言い渡した有期の刑の仮釈放の要件について「三年」が経過したときから「その刑の三分の一」が経過したと

きに改めること。

二 少年に対して少年法第五十二条の規定により言い渡す不定期刑の短期と長期の上限をそれぞれ、十年と十五年に改めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

諮問を受けた法制審議会は検討を少年法部会に委ねた。同部会のメンバーは次のようなものであった。

委員

最高検察庁検事 赤根 智子

法務省刑事局長 稲田 伸夫

法務省大臣官房審議官 岩尾 信行

警察庁生活安全局長 岩瀬 充明

学習院大学教授 植村 立郎

中央大学教授 小木曾 綾

東京大学教授 川出 敏裕

東京地方裁判所判事 合田 悦三

東京大学教授 佐伯 仁志

東京家庭裁判所判事 嶋原 文雄

弁護士（東京弁護士会所属） 須納瀬 学

同志社大学教授 瀬川 晃

少年犯罪被害当事者の会代表 武 るり子

弁護士（横浜弁護士会所属） 武内 大徳

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤 佳弘

公益社団法人被害者支援都民センター事務局長 望月 廣子

幹事

法務省刑事局刑事法制管理官 上富 敏伸

東北大学教授 佐藤隆之

法務省刑事局刑事法制企画官 佐藤 剛

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 高橋 康明

警察庁生活安全局少年課長 千野 啓太郎

内閣法制局参事官 藤本 治彦

京都大学教授 堀江 慎司

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 馬渡 直史

弁護士（横浜弁護士会所属） 山崎 健一

関係官

法務省矯正局成人矯正課企画官 花村 博文

法務省大臣官房司法法制部参事官 松井 洋

法務省特別顧問 松尾 浩也

法務省保護局参事官 吉田 研一郎

検討を重ねた少年法部会は、二〇一三年（平成二五年）一月二八日に開催された第四回部会において採決の結果、諮問第九五号について、第一「国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大」については諮問に付された要綱（骨子）を部会の意見として、また、第二「少年の刑事事件に関する処分の見直し」については事務局試案を部会の意見として、法制審議会（総会）に報告することを決定した。⁶ ちなみに、「事務局試案」というのは次のようなものであった。

第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

一 少年法第五十一条第二項の規定により無期刑をもって処断すべきときに有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑は、十年以上二十年以下の範囲内において言い渡すこととする。この場合において、言い渡した有期の刑の仮釈放の要件について「三年」が経過したときから「その刑の三分の一」が経過したときに変更すること。

二 少年に対して、有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期から五年を減じた期間（長期が十年を超えるときは、長期の二分の一）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡すこととする。この場合において、長期は十五年、

短期は十年を超えることはできないこととする。

三 二の短期については、二にかかわらず、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一及び二の期間を下回らない範囲内において、これを定めることができることとする。

二〇一三年（平成二五年）二月八日に開催された法制審議会第一六八回会議は、少年法部会からの審議結果等の報告を受けて審議、採決の結果、少年法部会の決定通り法務大臣に答申することを全会一致で決定した。この決定は直ちに法務大臣に答申された。⁽⁷⁾ 事務局案が少年法部会でも法制審議会総会でも全く修正されることなく了承されていることが特徴である。答申を受けて、少年法一部改正案が翌二〇一四年（平成二六年）二月七日、閣議決定された。研究者や弁護士会等から反対の声が上がったが、⁽⁸⁾ 法律案要綱は次のようなものであった。

第一 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大

一 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつてこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものを含む。）から「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪（第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつてこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものを含む。）」に拡大すること（第二十二条の三関係）。

二 検察官関与制度の対象事件の範囲を「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」から「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大すること（第二十二條の二關係）。

第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

一 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対して、無期刑をもって処断すべき場合において、有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑の上限を「十五年」から「二十年」に引き上げること（第五十一條第二項關係）。

二 少年に対する不定期刑の規定の見直し

1 少年に対して不定期刑を科す事件の範囲を「長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」から「有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」に改めるとともに、短期は、長期の二分の一（長期が十年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。2において同じ。）の範囲内を下回ることができないとすること。

2 不定期刑の短期について、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一及び長期の二分の一を下回らない範囲内において定めることができるものとすること。

3 不定期刑の長期と短期の上限について「十年」と「五年」から「十五年」と「十年」に引き上げること。

（第五十二條關係）

三 第五十一條第二項の規定により言い渡した有期刑について、仮釈放を許すことができるまでの期間を

「三年」から「その刑期の三分の一」に改めること（第五十八条第一項第二号関係）。

第三 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること（附則第一条関係）。
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと（附則第二条ないし第五条関係）。

閣議決定後の記者会見で法務大臣は、「少年法改正についてですが、改めてこの改正の狙いと、この法案が成立して施行されると、少年に言い渡される刑が重くなるのではないかと、厳罰化の懸念があるのですけれども、この点について大臣の御見解をお願いします。」という記者からの質問に対し、次のように説明した。

今回の法律案がどのような狙いでできたかということですが、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度、それから検察官関与制度があるわけですが、これらの対象事件の範囲拡大については、一つは現行法の対象事件の他にも、より適切な事実認定のため、検察官や弁護士である付添人が関与することが適切な事件がある。要するに事実認定をきちんと行う必要がある事件があり、そのためには検察官、弁護人の関与が必要となるものもあるだろうということです。また、付添人による早期の環境調整が少年の更生、再犯防止に役立つということ。それから、現行の国選付添人制度の対象事件の範囲が、被疑者国選弁護士制度に比べますと、対象事件の範囲が狭く、不都合があるのでないかということ。そういったことから、制度の対象となる事件の範囲を現行よりも拡大する必要がある。これがまず、今回の改正理由の一つです。

それからもう一つ、刑事処分の規定の見直しについても今御質問がありました。少年に対しても無期刑を科し得るわけですけれども、その無期の刑と、今、少年に対して科し得る有期刑の上限の「五年以上一〇年以下」とでは格差があり過ぎるということが一つございます。それから、成人に対する有期刑の上限の二〇年、併合罪等の加重をすれば三〇年ということですが、そことも少年に対する有期刑の上限と格差があり過ぎるのではないかとということがございまして、それだけ差が開いてしまうと、量刑上、適切を欠くということがあり、法整備の必要があるわけです。

また、少年に対する厳罰化になるのではないかと御懸念についてですが、今回の改正は不定期刑の長期と短期の上限を引き上げのみでございまして、少年による犯罪全般に対して刑事責任を重くしていこうということを含んでいるものではありません。そして、今回の改正は法定刑の引上げを含むものではなく、また、特定の犯罪について刑事責任を類型的に重くしていこうというものでもありません。ですから、現在、不定期刑の上限付近で刑の量定がなされている事例のうち、一定のものについては、これまでよりも重い刑を科するということが生じるであろうと考えられますけれども、それを超えて直ちに少年に対する不定期刑の量刑そのものが重くなつていくとは考えておりません。⁽⁹⁾

この説明で注目されるのは刑事処分の規定の見直しについて無期刑と有期刑の格差を是正するだけで、厳罰化という指摘はまったく当たっていないというように強調されている点である。厳罰化を目的に掲げると厳罰化しなければならないような立法事実（たとえば少年犯罪の質的、量的な増加など）が存在するののかという質問に答えなければならないことになるが、そのような事実は存在しないことから、厳罰化は目的ではないと強調された

ものといえよう。しかし、既に紹介したような法案作成に至る経過からみても厳罰化が隠されてはいるが大きな目的であったことは明らかであった。厳罰化を強く求めていた少年犯罪被害当事者の声を重視した形で法案がまとめられたからである。

(5) 法務省のHP (http://www.moj.go.jp/keiji/keiji2_00053.html) を参照。

(6) この部会採決にあたって日弁連執行部が日弁連推薦委員に対し賛成の態度を取るように指示したことから、少年法研究者及び少年事件担当弁護士等から「二〇一三年一月二八日法制審議会少年法部会採決に際する日弁連執行部に対する抗議声明」が発表された。声明は次のようなものであった。

「二〇一三年一月二八日、法制審議会少年法部会は少年法改正要綱骨子に関し、①国選付添人制度の拡充、②検察官関与の対象事件拡大、③不定期刑の上限引き上げを含み、諮問どおりの取りまとめをした。この②③は少年審判の刑事裁判化、厳罰化を進めるものであって、到底容認できないものであるが、日弁連推薦委員（二名）は日弁連執行部の指示の元に、採決に当たって②に賛成する行動を採った。執行部は、①と②の一括提案に賛成したのであって、②に賛成したのではないと弁解するが、それはごまかしの理屈に過ぎず、国民と弁護士会員に対する重大な背信的行為である。

そもそも審判への検察官関与は、審判廷での少年の発言を保障して自発的な更生を期待する少年法の理念を損ない、刑事処罰化をもたらすものであるとの理由で、法制定以来禁止されてきた。二〇〇〇年『改正』によっても、僅かなケースで検察官関与が可能になったに過ぎず、その中にもえん罪事件が発生し、その弊害は少年司法関係者の認めるところであった。累次の日弁連意見もその弊害の存在を当然視してきた。

しかるに日弁連執行部は財政上の理由から、これまでの日弁連意見を躊躇することもなく、覆してしまった。採決終了後に発せられた二八日付け会長談話では、検察官関与の本質的な欠陥として『少年が成人よりも不利益な地位に

置かれ、真実の発見が困難になるおそれがある」とえん罪の危険があることを指摘しながら、それを単に運用により払拭される『懸念』に過ぎないと弁解し、関与拡大に反対とは言わず、裁判官には関与決定における謙抑性を、検官には少年への配慮を求めているに過ぎない。個人の人権にかかわる権力自らの謙抑にしか期待できない法制度の合理性など、国民に納得されるはずもない。端的に『檢察官関与反対』と言わず妥協する日弁連は、人権擁護をめざす法律家団体としての期待を裏切り、国民の不信は募るばかりであろう。

さらに重大なことは、執行部は付添人制度拡充と檢察官関与拡大との一括採決を容認し、個別採決を求めなかったことである。もともと法務省の意図は、一括採決を強行することによって、弁護士の檢察官関与拡大反対の意見を封じようとしたことであつた。そうであればこそ執行部の照会に対して、圧倒的な数の単位会と会員が、まず個別採決を要求するよう強く求めていた。これは付添人制度拡充と檢察官関与拡大阻止とを、ふたつながら両立、実現させたという切実な要求の反映であつた。照会回答に向けての各地の議論状況を通じて、これらの切実な思いを知りながら、執行部は傲慢にも会内の個別採決要求を無視し打ち捨てたのである。このような執行部に、これ以上少年の未来を託すことはできない。

次に③の厳罰化については、感覺的、感情的な世論を背景にした非合理的な『改正』であるにも関わらず、日弁連推薦の二名のうち一名が賛成した。上記会長談話にも言及がない。日弁連の世論形成責任の自覚を欠くものというしかない。

我々は、少年法の理念を踏みにじり、人権擁護の砦たるべき使命を放棄した日弁連執行部に対し、断固抗議するものである。」

(7) この答申に接して、「少年に対する有期自由刑の拡大」についていち早く批判的に検討し、国会において少年法改正案が実証的な根拠に基づき慎重かつ適正に審議されることを求めるものとして、たとえば、岡田行雄「少年に対する有期自由刑の拡大について」熊本法学第一三〇号(二〇一四年三月)三一頁以下等を参照。全司法労働組合少年

法対策委員会も二〇一三年六月二七日付けで「諮問第九五号に関する要綱（骨子）に関する見解」を公表した。内容は「検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大及び少年刑に係わる一連の見直しについては、少年審判の刑事裁判化につながり、少年法の理念が形骸化する非常に問題のある内容になっています。」として、国会における慎重審議を求めた。

(8) たとえば、仙台弁護士会は、二〇一四年（平成二六年）二月六日、「少年法の改悪以外の何ものでもない」旨の会長声明を発表した。仙台弁護士会ホームページ（senben.org/archives/4921）を参照。

(9) http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00505.html。

二 国会審議

法案は二〇一四年（平成二六年）二月七日に国会に上程され、三月一八日に衆議院法務委員会に付託された。同年三月一九日に開催された同法務委員会における法案の趣旨説明は次のようなものであった。

少年審判及び少年の刑事裁判に対する国民の信頼を確保することや非行少年の再犯防止は重要な事項であります。そのためには少年審判において適正な事実認定が行われ、それに基づいて非行事実の存否が確に判断され、適切な処遇が決定されることが重要であります。また、少年の刑事裁判において、犯罪を犯した少年に対して適切な科刑がなされることが必要であります。少年に対して現行法に基づいて科し得る刑罰の範囲では、犯罪を犯した少年に対して適切な科刑を行うことが困難な事案が存在すると指摘されております。さらに、犯罪を犯した少年による再犯を防止するためには少年審判の段階から少年が再犯に及ばないように環境を整え

ていくことが重要であります。そこで、この法律案は、少年審判のより一層の適正化及び充実化並びに少年の刑事裁判における科刑の適正化を図るため、少年法を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。第一は、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び檢察官関与制度の対象事件の範囲を死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる罪に拡大するものであります。第二は、少年の刑事裁判における科刑の適正化を図るための法整備であり、少年に対して有期の懲役または禁錮を科す場合に原則として適用される不定期刑に関する規定について、その長期と短期の上限をそれぞれ五年引き上げ、十五年と十年とするなどの整備をするとともに、罪を犯したとき十八歳に満たない者を無期刑でもって処断すべき場合において、無期刑にかえて有期刑を科すときに科すことができる有期刑の上限を五年引き上げて二十年とするなど、いわゆる無期刑の緩和刑に関する規定の整備をするものであります。このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の趣旨であります。⁽¹⁰⁾

ここでも「重罰化」「厳罰化」という言葉は一切控えられている。それどころか、厳罰化ではないかという委員質問に対して、それはマスメディア等の誤報道だとして次のように積極的に反論されている。

厳罰化と評する向きもあるんですが、私は、結論としてそれは当たらないと思っております。少年に対する科刑を一律に引き上げるといふようなことを目的としているわけではございません。そういうことではなくて、現行の少年法の規定によって少年に科することのできる刑の範囲内では適切な科刑ができないという事案が幾つか現実に起きてきているわけでありまして、その枠を広げることによって、より適切な科刑を可能とするこ

とを目的としたものでございます。

やや具体的になりますと、先ほどからの御議論のような不定期刑の長期と短期の上限の引き上げについては、無期刑の次に五年以上十年以下の懲役というのでは、その差が、ちょっと間があき過ぎるということが一つございます。それから、先ほどから例が何回か出てきておりますが、主犯たる少年と従属的立場の成人で行うような犯罪の場合に、余りにも科刑の均衡がとれないような場合があり得るといふようなことについて、少年に対して科すことができる枠を広げて、適切な科刑をしようというのの一つ。どちらかといえば重罰化に見えるところも、そういうことを狙っている。それから、先ほどから五十二条の問題で御議論になりましたけれども、不定期刑の短期が処断刑の範囲内で定めなければならないとされていたのを、少年の改善更生の可能性その他の事情に応じて、短期については、一定の場合には処断刑の短期の二分の一まで下げることができるようにするとか、これまで不定期刑を科すことができなかつた処断刑の軽い罪についても、不定期刑を科して短期を定めることができるようにするという内容も、これは下の方いわば柔軟性を広げていっているということでございます。こういう全体構造をごらんいただければ、厳罰化というには必ずしも当たらないということが御理解いただけるのではないかと考えております。⁽¹¹⁾

検察官関与の対象事件の拡大についても「多角的視点の確保でありますとか裁判官と少年側との対峙状況の回避、そういったことを行うとともに、事実認定の一層の適正化を図るために、この検察官の関与制度というものが入導されたものでございます。」「現行法の運用を見ますと、真に検察官関与が必要な事件に限って検察官関与の決定がなされていることを踏まえますと、今回の法改正により、検察官関与の事件数というものが対象事件の

拡大に伴って大幅に増加するというようなことはないかと思われ⁽¹²⁾ます。」と答弁されている。
国会での審議は同年三月二十五日開催の同法務委員会から開始された。審議に先立ち、民主党・無所属クラブから修正案が提出された。その内容は次のようなものであった。

政府提出の少年法の一部を改正する法律案は、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るためとして、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引き上げ等の厳罰化を図るものでありますが、警察庁の統計によれば、刑法犯少年の検挙人員はここ十年一貫して減少し、平成十五年に比べて半数以下になっております。さらに、刑法犯少年のうち殺人や強盗といった凶悪犯の検挙人員に限ってみれば、その検挙人員は平成十五年比でおよそ三分の一にまで減少しております。また、特に少年の場合、必ずしも刑の軽重を顧慮して犯罪を思いとどまるわけではなく、一般論としては、厳罰化による犯罪抑止効果は期待できないと考えられます。もつとも、被害者側の心情などを考慮して刑罰の適正化を図る必要があることは否定いたしません。ただし、この改正案の前提となった意見交換会において、被害者側は、そもそも不定期刑そのものの廃止を求めているという事情があるわけでありまして、今回の改正は、それに沿ったものではないと考えます。そこで、政府提出の少年法の一部を改正する法律案から、少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しに係る改正規定を削除するため、この修正案を提出した次第であります。

以下、この修正案の主な内容について御説明申し上げます。第一に、罪を犯すとき十八歳に満たない者に対して、無期刑をもって処断すべき場合において、有期の懲役または禁錮を科す場合における刑の上限を「十五年」から「二十年」に引き上げる等の改正規定を削ることとしております。第二に、不定期刑の長期と短期の

上限について「十年」と「五年」から「十五年」と「十年」に引き上げる等の少年に対する不定期刑の規定の見直しに係る改正規定を削ることとしております。第三に、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この修正案の提案理由及びその内容の概要であります。¹³⁾

国会審議は政府案と民主党案が並行して行われることになった。同三月二五日開催の同法務委員会では四名の参考人が招致された。小木曾 綾・中央大学法科大学院教授、武 るり子・少年犯罪被害当事者の会代表、坪井節子・弁護士・社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長、村井 敏邦・大阪学院大学教授・一橋大学名誉教授・弁護士で、四名のうち小木曾、武は意見交換会、法制審議会少年法部会のメンバーであった。武の発言は概要、次のようなものであった。

私の息子、長男孝和は、今から十八年前の平成八年十一月、十六歳のときに、同じ十六歳の見知らぬ少年たちと因縁をつけられ、一方的な暴行で殺されました。事件とわかった直後、主人が私にこう言いました。俺たちは見せ物バンドになってもいいな、もうプライバシーも何もないぞと私に言ったんです。それまで、私は専業主婦ですし、このように人前で話をするのはとても苦手な性格でした。そんな小心者の私でしたが、それを言われたときに、子供の無念を思っただけで覚悟を決めたのです。こんな理不尽なことがあってはいけない。それに、少年法の壁もとても大きかったです。この十八年間、全てをさらけ出して、声を上げ続けてきました。それから、平成九年十二月に、同じ思いの人と一緒に少年犯罪被害当事者の会をつくりました。そして、我が家が事務局となり、私が代表になりました。きょうは、四人の会の人たちと参加をしています。子供（ママ）

を理不尽な少年の暴力によって殺された親たちを中心に、一切の政治や宗教にとらわれることなく、当事者の立場で純粹に少年法の改正を訴えてきました。私たちの願いは、私たちの子供（ママ）が味わったような悲劇を繰り返さないようにすること、子供（ママ）たちをこれ以上、被害者にも加害者にもしないということです。

今回の審議対象は、検察官関与の範囲の長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる罪への拡大です。私たちは、事実認定の重大さを繰り返し訴えてきました。逆送されるか否かで事実認定の手續に大差があるわけですが、現行法では家裁の裁量で決められるわけです。家裁の審判においても、少なくとも被害者が死亡したり重傷を負ったりした一定の重大事件については、自白事件も含めて、検察官関与を家裁の裁量ではなく原則としてほしいと主張してきたのです。少年を保護、教育して更生させる、健全育成をするというのなら、本当に更生させることのできる制度にする必要があると思っっているのです。更生の大前提となるのが、適正な事実認定です。事実認定をいいかげんにしてよいという理由はどこにもないでしょう。特に人を殺したり傷つけたりした重大事件においては、何をおいても事実を明らかにすることが不可欠です。事件の真相を明らかにする。それは、事件を起こした少年に対していかなる処分が必要かを考えるに当たっても必要不可欠なはずですし、被害者の名誉回復や尊厳の維持にも重要なことなのです。何度も申し上げるように、不十分な事実認定は、少年の更生にもつながらないばかりか、反する結果にもなるでしょう。実際、少年の再犯率は高いものになっています。私たちの会の人の人の加害者も、再犯している人が何人もいます。少年に甘いという単純な理由からではありません。きちんと事実認定をしないままで行われる少年審判の後には、一体何が起きるのでしょうか。少年は本当に反省ができるのでしょうか。厳密な事実認定を行わない現行制度のもとで、私たち大人は、少年に本当に更生できる環境を与えられているのでしょうか。

(略)

現在の審判では、このように少年のうそが通ってしまう現実があります。それが少年の更生にとってマイナスであることは明らかです。社会ではそれは通用しないという基本ルールを少年に教える義務が大人にはあります。厳密な事実認定は、被害者のみのためではありません。少年の更生を目的とする少年法の理念のもとにおいても不可欠なはずです。

今回は、国選付添人についても拡大することが検討の対象とされています。私たちは、従来、国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大について反対はしていません。身柄を拘束された少年に付添人をつけるのは、その少年の言い分をきちんと聞くために必要でしょう。私たち被害者は、少年の言い分を聞かずに審判をしてほしいなどと言うつもりは全くないんです。しかし、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大すると、審判の構造としては、少年側の人間が一人ふえるということにはなりません。しかも、弁護士という専門的な立場の人です。これは、私たち被害者から見れば、審判が現行の審判と比較してさらに少年側の人間のみによって構成されるということです。私たち被害者はこれまでも、少年の主張だけを聞いて行われる審判に大きな不信感を感じてきました。国選付添人の対象事件の範囲の拡大は、私たちの不信感をさらに大きくするものです。審判は公正に行われる必要があるのは明らかです。もともと、少年が何をしたのかを明らかにする手続に少年側の人間しか出席しないという制度は、事実誤認を引き起こす危険が大きいものでした。そのような事態を避けるためにも、国選付添人制度の対象事件の範囲が拡大されるのであれば、付添人がつけられた事件についての事実認定には検察官関与が必要と考えます。

適正な事実認定が必要だとしても、必ずしも検察官関与は必要ないという意見もあります。検察官関与に反

対する意見です。検察官が審判に出席すると、少年が萎縮して話せなくなるとか、和やかに行われるべき審判制度に反するなどの理由が常に挙げられています。でも、逆送された事件で、実際に少年が何も話せなかったという例が何件あったでしょうか。実際には、刑事法廷においてさえ、きちんと話せる少年がほとんどだと思います。検察官が関与したからといって、直ちに審判が和やかでなくなるということにもならないと思います。そもそも、重大事件を起こした審判の場なのです。本来厳しい場であるはずなのです。ただし、私たちは、厳しい言葉で少年を追い詰めてほしいなどと言っているわけではありません。少年であることに配慮した質問の仕方というのはあるはずです。和やかにという意味は、そういうことではないでしょうか。

不定期刑の見直しを求めます。被害者は、犯した罪に見合った適正な処罰というものがあるのではないかと思っています。犯した罪に見合った適正な処罰を実現してほしいので、有期刑上限の引き上げを望みます。目立った事件が起きたときに法改正が叫ばれることが多いですが、そのとき法律がなければ適用されない。今回の改正で上限を上げることがとても大切です。引き上げたからといって、全ての犯罪に適用されるわけではなく、裁判所が公正に判断して、罪に見合った適正な運用をすればいいのです。

少年のときに罪を犯した受刑者は、十代や二十代なので、とても大切な時期を長期間拘束すれば社会復帰できないという声があります。矯正教育の問題など、まだまだ足りないところはあると思います。矯正教育のあり方を考えることは、とても必要で大切だと思います。ただ、絶対に忘れてほしくないことが一つあります。それは、十年や十五年、少年刑務所に入る少年がいれば、その反対側には、命を奪われた被害者がいるということです。私たちの会であれば、六十二歳で命を奪われた方もいますが、ほとんどが十三歳から二十四歳と、十代から二十代前半に命を奪われています。十数年で命を奪われて、その後の人生はないのです。そんな命を

奪ったわけです。命はとうとい、地球より重たいと言います。それを考えると、十年、十五年は長いのでしょうか。罪に見合う罰は、厳罰化ではなく適正化です。これまで罪に見合った罰がなかっただけだと思っ
ていま

す。
日本は法治国家です。かたき討ちは許されないので。私たちの話を聞いたほとんどの人たちはこう言います。自分だったら、大切な子供（ママ）が殺されたなら相手を殺しに行くと言ってくれます。でも、実際はしてはいけないのです。私たちはそんな思いを押し殺しながら生きているのです。だから、国が、たとえ少年であつても罪に見合った罰は与えていただきたいのです。上限を引き上げることは、罪に見合った罰を与えることができるといふことですから、とても大事なことです。大阪地方裁判所堺支部での少年事件の判決で、無期懲役は選択できないが、現行法の有期刑では不十分だと判断されました。とても勇気がある判決文だと思えました。裁判員裁判も始まり、開かれた司法、開かれた裁判所という言葉がよく使われるようになりました。ようやく裁判官の方も、こうやって勇気を持って、そのような言葉を使えるようになったんだと思います。その勇気を持った判決文の言葉は本当に大事にしていきたいと思えます。

私たちの苦しみ、悲しみは一生変わりません。でも、国として、私たちにも私たちの子供（ママ）を殺した加害者と同様の権利を与えてくれたなら、それが私たちが自分たちの力で前を見ながら生きていく力になるでしょう。

この法案審議が終わっても、引き続き少年事件の実態を見続けていただき、必要に応じてこれからも少年法の見直しをしていただきたいです。¹⁴

これに対し、坪井は法案に反対の立場から概要、次のように発言した。

私は、少年事件の被害者の代理人もしております。少年法の中でどのように被害者が守られなければならないかということについても痛感をするものですが、国会議員の先生方には、ぜひ、加害者たる少年たちが被害者であった歴史の部分にも着目をいただきたいと思えます。私自身が虐待事件ということを知ったのは、実は付添人になってからでした。付添人をして非行少年と向き合います、その子がどうしてこのような犯罪を起こしたかということ話を聞いていく過程で、その子供（ママ）の生育歴に虐待の影が見えなかったことがなかったからです。その虐待、身体的虐待も、あるいは罵倒、無視という心理的虐待も、そして最近ふえているネグレクト、世話をしてもらえないという養育放棄、そうした中で、子供（ママ）たちが心も体も傷つけられ、ひとりぼっちでさまよい、そして荒れ狂って非行に陥った、その過程をつぶさに見せられました。その子供（ママ）たちは、自分の痛みを救われたことがない、誰にも相談できなかったことがない、その中で人間不信に陥っています。大人なんか信じられないと言います。そして、自分の苦悩を言葉で表現できない、聞いてもらったことがない、人の話も聞けない、自分の痛みを誰にも救ってもらったことがない、人の痛みがわからない、そういう子供（ママ）たちでした。

被害者御自身が、厳罰化、厳しくと言うことを私は否定するものではありません。しかし、周りの人間たちが、この子供（ママ）たちのそうした不適切養育や虐待を放置したまま、犯罪者になるまで放置した家族や学校や地域や、そして国の責任はどこへ行ってしまうのでしょうか。その人たちまでが一緒になってこの子供（ママ）一人に責任を負わせる、そんなことでこの国の未来があるのでしょうか。子供（ママ）が刑務所で長期

処遇をされた場合にどのようなことが起きるか。刑務所というところは強制労働をさせられます。そして、一日じゅう全て管理、監視された中で生活が行われていきます。そこでは、いわば何も考えなくても三度の御飯が食べられて、恐らく心を摩滅させていって、非人間的な生活をしようと思えばできてしまうところであります。そのような中に子供（ママ）たちが入っていく、若いうちに入っていく。そもそも、人間性というものが育てられずに、人間らしさを失って犯罪に落ちた子供（ママ）たちが、そのような中で人間性を回復していくことができるのでしょうか。罪の意識や贖罪の意識がその中で高まっていくのでしょうか。社会に対する適応力もコミュニケーション能力もなのまま、長期間の収容の後、社会へ戻ってきたときに何が待っているのでしょうか。私たちは、長期処遇を受けた子供（ママ）たちが帰ってきたときの現場に立ち会ってきました。社会の動きについていけない、就労する方法もない、家族にも見捨てられている、そういう子供（ママ）たちが生きていくのがどんなに大変か。そして、その中で、多くの子供（ママ）たちが、就労のめどなく、生活を自分で再建することもできず、自立の力もなく、ホームレス化し、生活保護を受給していくような人間になってしまったったり、あるいは、行き場なく再び犯罪に陥ったりしていく、そういうところを見続けてきました。このようなことが起きている中で、どうして子供（ママ）たちの被害者への贖罪の意識も高まっていくというところがあり得ましようか。

二〇〇〇年以降の少年法改正の厳罰化の中で、今の家裁の審判廷はぐんぐん変容しております。私たちは、付添人をしていながら、かつてだったこれは保護観察だったという処遇が少年院送致になっているということを感じたり、逆送事件が確かに激増しているということを感じたり、あるいは、仮釈放までの期間がどんどん長くなってしまっただけでなかなか子供（ママ）が帰ってこないということを実感しております。今回の法案の中

でさらなる長期化ということになった場合に、たとえその法律が適用される子供（ママ）は一人二人にすぎなかったとしても、少年法全体が子供（ママ）の長期処遇化の方向へ向かって変わっていくことは、もう火を見るより明らかだと思っております。

子どもの権利条約三十七条（b）項に、子供（ママ）の自由の束縛ということは最後の選択でなければならず、しかも、最も適当な短期のみにしなければならぬとなっております。国連子どもの権利条約は日本政府が批准をしている条約です。この条約に違反をするような法改正をすることは許されぬ。しかも、日本政府は、二〇一〇年には国連の子どもの権利委員会から勧告を受けています。このような長期処遇に関して、それは避けなければいけないという勧告を受けている中で、このような改正を図ることが、一体、国際社会の中で許されていくのかという面にもどうか目を向けていただきたいと思えます。

本当の厳しさとは何か。カリヨン子どもセンターで、帰る場所がなくて少年院からやってきた男の子の事案をお話しておきたいと思えます。彼は、養育放棄を受け、ちゃんと育てられず、居場所なく、不良グループの中で年長の子供（ママ）たちと一緒に取り返しのつかない事件を起こした子でした。彼が、地元へ帰れず、少年院から私たちのところへ戻ってまいりました。彼は、少年院の中で非常に厳しい教育を受けました。一年間の間は何をされているかわからなかったと言っていました。しかし、一年後、ようやく先生の言うことがわかってきた、そして、自分の起こした罪というものに向き合わされることのつらさ、本当に死にたいほどつらかったと言っていました。そして、付添人がずっと彼を支え続け、被害者への謝罪ということを彼に促し続けました。彼は、戻ってきて、スタッフと一緒に暮らしながら、就労先を見つけ、被害者と交流をし、きちっと、一生かかって被害弁償することを誓い、今も、月々一万円ずつですけれども、被害者に対する弁償を続けなが

らおわびを続けております。こうした子供（ママ）たちの更生、これは、隔離からではなくて、本当の意味でそれを助けるたくさんの人たちがいて、被害者の権利保障も、そして子供（ママ）たちの成長も助ける人たちがいて初めて実現することであります。先ほどの山下さんの手記も同じことをおっしゃっていらっしゃるんだというふうに思います。必要なのは、虐待あるいは不適切養育に着目した専門的な短期集中処遇、そして、できるだけ早期に社会の中の日常的な人間関係に戻して、息の長い司法、福祉、更生保護、多機関連携による子供（ママ）の自立支援の継続だと思います。再犯を防止し、社会人として自立させ、被害者への本当の意味での償いをして、この社会が安全になる、それこそが少年法の理念だろうというふうに思っています。

二〇〇〇年改正後の審判の変容は先ほど申し上げましたが、審判は、私たちが参加していて、かつての、裁判官が自分の人格をかけて子供（ママ）と対話をし、子供（ママ）の言葉を引き出し、そこに反省を求めているという、厳しくも、しかもしみじみとした審判廷というのは見られなくなってきました。恐らく、内省を促すという言葉が二十二条に追加されたり、検察官関与があったり、逆送事件がふえていく中で、審判は刑事裁判のような趣をしています。裁判官は、追及し、説教をし、子供（ママ）の口答えを許さない。私ども付添人がいても、付添人は黙っていてくださいと言われて、私たちが黙らざるを得ないような審判廷が出現してあります。

人間らしさを失った子供（ママ）たちに何よりも必要なのは、まず、自分たちの言葉で子供（ママ）が気持ちを表示できるようにすること、それから人の言葉を受け入れるようになることです。少年法では、調査官面接、鑑別所技官の面接、そして審判廷で、あるいは付添人の面会で、子供（ママ）と言葉で一対一で聞き合うという、子供（ママ）の人間らしさを回復するための第一歩がそこで始まっていくのです。

検察官の役割は、訴追であり、そして尋問をして国家権力による処罰をすることが役割です。一人一人の個人の検察官の問題ではなく、制度として、それが検察官の役割、お仕事です。今、審判の変容は、私たちとしては本当に回復不能なところまで来ていると思っておりますが、ここに検察官関与が大幅な範囲で加わることができるとなってしまったら、瀕死の少年法が壊滅するのではないかというほどの危機感を感じています。裁判官が本当に事実認定に困っておられるのか。裁判所はそんなことはないとおっしゃっているはずですが。全ての捜査資料がお手元にあります。裁判官は全ての捜査資料をお読みになる。そして、もし子供（ママ）の話がわからなければ、どうしても第三者的にならなければ、そのためにこそ調査官がおられる。調査官がきちんと事実を整理して質問をする、それを裁判官がお聞きになればいいことではないですか。なぜ検察官が来なければならぬのか。子供（ママ）がうそをつくとおっしゃる。どうして子供（ママ）がうそをつかなければならぬのかをお考えいただきたいと思えます。子供（ママ）たちは大人不信です。信じられない大人にはうそをつきます。しかし、本気で、さまざまな試し行為にさらされながら、本当に大人の方も必死で子供（ママ）に向き合っていくとき、子供（ママ）たちは真実を語り出します。追及したり、尋問したり、その中では真実は発見されてこないのです。冤罪の危険もそこから高まっていくだろうというふうに思います。

少年法が本来の使命を取り戻すために、今回の法案に対して私としては反対せざるを得ないという⁽¹⁵⁾ことで意見を締めくくります。

村井も法案反対の立場から発言し、「刑を重くして刑務所に入れるというのは、選択肢としては国際的にはあり得ないというふうに私は断言しておきます⁽¹⁶⁾。」と述べて発言を締めくくった。小木曾や武に対してと同様、坪

井や村井に対しても多くの質問が寄せられた。

平成二十四年十月十五日に行われた法制審議会少年法部会の第一回の会議におきまして、東京家裁の嶋原雄委員が、少年審判の事実認定に検察官が必要な場合もあるというようなことを述べております。……嶋原委員がどう言われているかといいますと、東京家裁においても否認事件が多数係属しております、最近多いのがオレオレ詐欺の否認で、これは詐欺罪です、否認の内容を法律的に整理するなどした結果、共犯者の証人尋問が必要だと判断される場合が多い、また、複数名での恐喝、傷害、そのときに関係者の供述がなかなか一致しないで、事案の真相はこうだというのを決めかねる、犯罪の成立と犯情の部分の両面で非常に難しい判断を迫られるということがあります、そのような場合には、やはり検察官的な立場の方に立ち会ってもらうことが必要なのではないか、必要性を強く感じていますというふうにあります。これについて、では、村井参考人、ここで検察官が必要だと言っておりますけれども、先ほど検察官は不要だというふうにおっしゃりましたが、この意見を聞いてどう思われるでしょうか。¹⁷⁾

いよいよ凶悪事件も減ってきましたし、私も少年刑務所や少年鑑別所を訪問してみて、入所定員よりもはるかに少ない人数に今なっています、少年院の方も、少年鑑別所の方も。ですから、ある意味でいうと、こういうときこそ少年法の理念に基づいた少年の処遇ということが可能だということに思うんですけれども、最近の状況について、村井参考人、どのようにお考えでしょうか。¹⁸⁾

このような質問もみられた。しかし、質問の多くは法案賛成の議員からのもので、「検察が入った方が事実認

定はしやすいのではないかと気がするのですけれども。」「刑を軽くした方が、また取り調べを緩くして対話をした方が、窃盗、傷害、詐欺、恐喝、強制わいせつの再犯率が下がり、また更生率が上がるというのであれば、どんな格好でもいいですから、定量的に根拠を教えてください。」「(検察官と付添人弁護士とは―引用者)どっちが事実認定にたけているかとか、(検察官が関与した場合と関与しない場合とは―引用者)、どちらの方が少年が更生しやすいかというのは、定量的なデータで最後は示していただくしかないと思います。それについて、これもまた坪井参考人、村井参考人、何か参考になるものがあれば教えてください。」「⁽¹⁹⁾というような質問が多かった。

家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の拡大等について意見を求められた武参考人は「私たちが経験したことは、加害者側についた付添人は、本当にこれが正義なのかなと思うようなことが多々ありました。」「と述べたが、この発言に共感する議員は少なくなかった。

小木曾参考人も、「新聞各紙を見ると、必ず少年法厳罰化という見出しが出るんですね。先ほど、マスコミの誘導甚だしいという指摘もありましたけれども、これも一つの大きなミスリードになって、違った世論が形成されてしまうんじゃないかなと思うんですね。そこで、小木曾参考人にぜひお伺いしたいんですけど、厳罰化じゃないんだぞということ、やはりきちんと明確に、どう広めるべきなんだろうかというふうに、何か御意見がございましたらお伺いしたいなと思います。」「という議員質問に対して、「ありがとうございます。それで、私も先ほど、一番初めの十五分の中で、多分三回ほどそれを繰り返したように思うんですけども、それはそういう意図があったわけでありまして。ですから、先生方にもぜひ、そのようなミスリーディングな報道に接しましたならば、そうではないんだということをおっしゃりたいと思います。」「⁽²¹⁾と述べている。

重要法案であるにもかかわらず、衆議院での質疑はこの三月二五日の法務委員会の質疑をもって終局とされた。三月二八日の同法務委員会では採決が行われた。民主党修正案は賛成少数で否決され、政府原案が賛成多数で原案通り可決された。可決後、次のような付帯決議が賛成多数で付せられた。

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 裁量的国選付添人の選任及び検察官関与の必要性判断に当たっては、法の趣旨にのっとった適正な運用が行われるよう、それぞれ留意すること。

二 刑事裁判と異なる少年審判の特質を理解した弁護士が国選付添人に選任されるようにするため、国選付添人制度の趣旨について、司法関係者に周知徹底を図ること。

三 少年審判に関与させる検察官について、児童心理などに関するプログラム・研修を受講させるなどして、少年審判の特質に関する理解を深めさせること。

四 少年鑑別所送致の観護措置がとられたく犯少年についての国選付添人制度の適用について、引き続き検討を行うこと。

五 少年院における矯正教育及び少年刑務所における矯正処遇と社会復帰後の更生保護及び児童福祉とが連続性を持って行われ、仮釈放又は仮退院の運用が一層適正に行われるよう、少年に対する支援の在り方について検討を行うこと。

六 平成二十年の少年法改正の経緯に鑑み、犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法の導入及び傍聴対象事件の拡大について引き続き検討を行うこと。

七 少年に対する不定期刑の在り方について、存否も含めた幅広い検討を行うこと。

八 検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大の趣旨が事実認定手続の一層の適正化にあることに鑑み、改正後の同制度の運用状況に十分配慮すること。

同年四月一日に開催された衆議院本会議で採決が行われたが、ここでも賛成多数で委員長報告通り可決するととされた。

参議院での趣旨説明は同年四月三日に開催された同院法務委員会で行われた。同法務委員会での質疑は四月八日から開始されたが、ここでも三名の参考人が招致された。大久保 巖・少年犯罪被害当事者の会、岡本 潤子・帝京大学文学部心理学講師・元家庭裁判所調査官、川出 敏裕・東京大学大学院法学政治学研究所教授で、大久保、川出は法案賛成の立場から発言し、岡本は改正に消極な姿勢から次のように概要、発言した。

私は、国選付添人の対象事件の範囲が拡大することだけがよくて、検察官が関与する対象事件の拡大するの
はよくないというように単純に考えることはできないと思つています。それは、現状では付添人の活動の方向
が必ずしも少年の更生を目標としておらず、近視眼的に現時点での收容処遇を逃れ、あるいは保護処分を逃れ
ることに走るといふことがやはりあるのも事実だからです。

(略)

しかし、付添人の活動が本当に少年法の理念を踏まえたものであれば、少年側のみが有利になるなどといふ
ことはピント外れの想像ということになります。また、それにバランスを取るために検察官を審判廷に入れる、

こういうことも全く必要のない事柄だというふうに考えます。非行事実の認定については、裁判官の補充捜査の依頼、そういう方法もございますし、現に、検察官の関与はなく、裁判所が独自に証拠調べをして事実認定を行うということも多く、問題なく運用されていると考えています。

科刑部分の改正というのは一部の重大事件についてであって、一般的な審判運営に影響はないというお考えがあると思います。しかし、私はそれは違うと思います。

(略)

このほんの十年ほどの間に確実に現場では少年の身柄拘束に対する抵抗感が見事に減りました。中学生の逮捕、また中学生の勾留、そして勾留の延長、中学生でなくても、再逮捕、これは、勾留中の再逮捕、観護措置中の再逮捕、今少年院に送ったという子供（ママ）をそこで再逮捕、いろんな場合がございますけれども、そういうことに今、家裁の現場では余り驚きがなくなっています。隔世の感があります。特別更新はあるときごく一部の事件についてのことであつたはずで、ただけれども、そのことがきっかけとなって身柄拘束に対する温度が変化したということをよく注目していただきたいと思います。

お手元に改正少年法の施行を前にとりという私のつたない文書をお配りしております。これは私が、二〇〇〇年改正の成立後、翌年四月一日の施行を前に書いたものです。十三年前です。私は、それを遡ること六年前の四年七月まで、一年間在外研究員としてカリフォルニアに派遣される機会を得ました。そこで、現地ではプロベーション部に受け入れていただいて、審判、処遇、いろいろなものを体験してきたと思っております。この文書は、そのときの経験から学んだことと、新たにそのときに収集しました厳罰の効果を実証的に検証した、そういう研究を紹介したものです。カリフォルニアでそのとき私が見た少年審判は、日本が現在の制度をつくつ

たときに範として模したパレンス・パトリエの理念からのものは懸け離れたものでした。対審構造の中で非行事実を固める。少年の再犯予測は簡単なチェックリストのようなもので行う。人間関係の専門家であったはずのプロベーションオフィサーは、もはや審判廷で少年を揺さぶるような働きかけはしていませんでした。凶悪犯罪がマスコミによって大きく扱われて、厳罰化、刑事司法化が定着し、少年への付添人が漏らさず付けるようになって、それに呼応するように検察官が審判廷に参加する、このようにしてカリフォルニアでは改革が進んだんです。

今、二〇〇〇年改正以後、日本ではまるで同じようなことをしているわけです。犯罪という面ではアメリカから、カリフォルニアから十年あるいは二十年日本が遅れてきているとすれば、日本がその遅れを生かして違(22)う道を模索する、あるいは現在の制度を大切にしたい工夫を行う、そういう必要があるのではないのでしょうか。

しかし、岡本に対する議員からの質問の内容等は衆議院における坪井や村井に対するそれと類似のものであった。参議院での質疑は四月一〇日に開催された法務委員会でも行われ、質疑の後、討論に移った。討論では、次のような反対討論もみられた。

本法案の少年審判における国選付添人制度の拡大は当然の方向です。さらに、虞犯、そして全ての身柄拘束事件への拡大、権利としての付添人保障へ前進させることを強く求めるものです。しかしながら、検察官関与導入を始めとした二〇〇〇年改定以降、我が国少年法は、国連子どもの権利委員会からも、子どもの権利条約の原則及び規定と適合しないと、度重なる厳しい指摘を受けるようになりました。本法案は、これまで殺人、

強盗など重大事件に限定していた少年審判への検察官関与を窃盗、傷害などにも広げ、身柄拘束された少年の八割にまで対象事件を拡大することになります。にもかかわらず、法案には裁判官の裁量的判断以外、限定的運用の保障はなく、これまでの運用を超えて広く検察官関与が行われる危険性は拭えません。少年法の保護主義の理念を壊しかねないものです。適正な事実認定のためといいますが、その必要性を基礎付ける立法事実を示されたとは言えません。逆に、検察官の関与は事実の精査につながらないと参考人からも指摘をされました。既に、検察官が訴追官的、糾問的に詰問した事例、要保護性審理にまで立ち会った事例、手続の主宰者たる裁判官の協力者といいつながら、抗告受理申立てを濫用し、著しく少年の権利を侵害した事案が現れ、その下で冤罪も報告されていますが、それらは元来、国家刑罰権の実現を職責とする検察官が少年審判に関与すること自体の矛盾の現れといふべきです。適正な事実認定には、何より警察、検察における少年捜査の全過程の可視化こそ実施されなければなりません。少年の不定期刑や緩和刑の上限引上げは、少年の可塑性、情操の保護の必要性などに鑑みた不定期刑の理念を損ない、厳罰化を強めるものです。それは、少年の改善更生、社会復帰をますます困難にすることが懸念されます。厳罰化ではなく、二〇〇〇年改定以降の運用実態を徹底して検証し、国際基準にのっとった少年司法の実現を強く求めて、⁽²³⁾反対討論を終わります。

しかし、反対討論はこれだけで、直ちに採決に入った。採決では「多数をもって原案どおり可決すべきもの」と決定された。参議院でも次のような付帯決議が付けられた。

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 少年審判において付添人が果たす役割の重要性及び児童の権利に関する条約の趣旨に鑑み、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大に適切に対応するため、刑事裁判と異なる少年審判の特質を理解した弁護士が国選付添人に選任されるよう同制度の趣旨について司法関係者に周知徹底を図り、適正な運用が行われるよう留意すること。また、同制度の対象事件の範囲については、少年鑑別所送致の観護措置がとられたが犯少年への適用を含め、引き続き検討を行うこと。

二 検察官関与制度の趣旨が事実認定手続の適正化にあることに鑑み、改正後の同制度が少年法の理念ののちとって適正に運用されるよう、十分配慮すること。また、少年審判に関与させる検察官について、少年の心理及び審判の特質に関する理解を深めさせること。

三 少年に対する刑事処分に関する規定の見直しの目的は、言い渡す刑を一律に引き上げることではなく、少年法の理念の下でより適切な科刑を可能とすることについて、周知徹底を図ること。

四 少年院における矯正教育及び少年刑務所における矯正処遇と社会復帰後の更生保護及び児童福祉とが連続性を持って行われ、仮退院又は仮釈放の運用が一層適正に行われるよう、少年に対する支援の充実について検討を行うこと。

五 平成二十年の少年法改正後の諸制度の施行状況をも踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための施策について引き続き検討を行うこと。

法務委員会での採決を受けて同年四月一日に開催された参議院本会議で採決が行われた。ここでも賛成多数で委員長報告通り可決することとされた。賛成は二一九、反対は一五であった。これにより法案は成立した。法

律第二三号として四月一八日に公布された。施行日は公布の日から起算して二〇日を経過した日（ただし、一部の規定については公布の日から二月を経過した日）とされた。

(10) 『第一八六回国会衆議院法務委員会議録第五号（平成二六年三月一九日）』三〇日。

(11) 『第一八六回国会衆議院法務委員会議録第六号（平成二六年三月二五日）』一二頁。なお、少年犯罪の動向について法務大臣からは「いろいろな御批判もあるわけですが、特に少年犯罪の動向が減ってきたとか、あるいは、こういう傾向があるからということと今回の改正を考えているというわけではございません。」（同四三頁）と答弁されているが、これに対し、政府参考人からは次のように答弁されていることに注意しなければならぬ。

「委員からただいまございましたとおり、事件につきましてはそれぞれいろいろな特徴がございます。その事案事案によっていろいろございますけれども、全体的には、先ほど法務省からもございましたが、刑法犯少年の検挙人員というのは、十六年以降、十年連続して減少となっております。また、凶悪犯全体の検挙人員も減少傾向にございますけれども、最近ではこの減少基調に下げどまりが見られます。また、凶悪犯全体の検挙人員も減少傾向にございますけれども、あるいはこの状況が続いてきているというようなことございます。また、人口比でございますけれども、これでもやはり少年の方が成人よりは高くなっているという状況が依然と続いております。また、再犯者の占める割合が上昇している、あるいは非行の低年齢化というようなことが続いているというような状況にございまして、少年非行情勢につきましてはまだまだ大変厳しい状況が続いているというふうにご考えておるところでございます。」（同三八頁）

(12) 同六頁及び一三頁。

(13) 同一頁。

(14) 同二三頁。

(15) 同二四頁。

- (16) 同二六頁。
- (17) 同三一頁。
- (18) 同三三頁。
- (19) 同二九頁。
- (20) 同三〇頁。
- (21) 同三五頁。
- (22) 『第一八六回国会参議院法務委員会議録第八号(平成二六年四月八日)』二頁。
- (23) 『第一一八六回国会参議院法務委員会議録第九号(平成二六年四月一日)』〇頁。

四 終わりに

国会審議を振り返って改めて痛感するのは国会でのチェック機能がほとんど働いていないということである。政府答弁を批判するような質問は一部を除いてほとんど認められない。これには議員の多くが少年法についてあまり詳しくないことに加えて、少年犯罪被害当事者等による法案賛成発言が大きく与っていると見えよう。しかし、理由はこれだけではない。政府答弁の影響も大きい。メディア報道等は誤報で、本一部改正と厳罰化が直ちに結びつくようなことはない。検察官関与が少年審判の刑事裁判化と直ちに結びつくというようなこともない。要は運用次第で、裁判所としては当然適正な運用に努めるものと思料される。このような答弁に終始しているからである。運用次第だというのはその通りであるが、そうだとすれば二〇〇八年改正法の運用実態はどのようなものだったのか、あるいは二〇〇八年改正の結果、実際にどのような変化が生じたのか、これらに関する調査デー

ター等を国会審議の用に供して然るべきであろう。⁽²⁴⁾ 議員にとつて有益な判断資料になると考えられるからである。しかし、それらが国会に提供されるということはなかった。運用実態が分らなければ本一部改正がどのような結果をもたらすかを議員が判断することは困難であった。議員としては勢いそれを参考人に求めざるを得なかった。しかし、それはないものねだりに等しかった。坪井、村井、岡本らの役割は本一部改正がもたらすと想定される結果について「具体的な疑問」を示すことであつて、この「具体的な疑問」が「当たらない」ことを詳細な実態分析を踏まえて説明するのは政府の側の責任だつた。しかし、国がこの挙証責任を履行することはなかった。その結果、挙証責任が転換したような逆転状況が現出することになった。本一部改正が厳罰化に結びつくというのであれば何か根拠となる具体的なものを示してほしいという議員質問もこのような観点から理解することが可能であろう。賛成二一九に対して反対一五という投票結果にみられるように坪井、村井、岡本らの発言が投票結果に与えた影響が限定的だつたのもこれに起因するといえないか。

政府だけでなく最高裁判所がこの挙証責任を果たすということもなかった。政府以上に無責任な態度だと言わざるを得ない。二〇〇八年改正法の運用実態等、あるいは本一部改正の想定し得る影響等については法運用を任された当事者として裁判所の方こそが政府以上に議員に対してよく説明し得る立場にあつたからである。検察官関与の拡大について本来裁判官がやるべきことをやれないからといつて検察官の助けを求めるのは如何なものかという発言等が国会審議でみられたが、これについても裁判所の方から具体的な釈明がなされるといふことはなかつた。⁽²⁵⁾ 検察官主導の刑事裁判ということがしばしば語られるが、国会答弁においても検察官主導がみられた。もつとも、これには閣法である以上、国会答弁において政府が主たる責任を負うのは当然ではないかという反論があるかもしれない。しかし、意見交換会のメンバー、そして法制審議会少年法部会のメンバーをみたとき、こ

のような反論が成り立つのであろうか。本一部改正案は法務省と最高裁判所の、あるいは法曹三者の共同作品という性格が強かったのではないか。日弁連執行部がこの挙証責任を履行することなく法案賛成に回ったこともここで指摘しておかなければならない。

政府等が議論の「共通の土俵」となる客観的なデータ等を提供しないとすれば、政府等に代わってデータ等を提供するのは第三者機関の役割ということになる。問題は法務省組織令第五八条により「法務大臣の諮問に依りて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること」とされる法制審議会（少年法部会）がこの第三者機関の役割を果たしているかどうかである。否といえよう。法案作成に至る過程、そして国会審議の過程を通じて浮かび上がってくるのは法制審議会（少年法部会）が第三者性を喪失しているという事実である。国民的なコンセンサスの形成に、あるいはこの形成に資するための「共通の土俵」となる客観的なデータ等の作成・提供に努めているとは到底いえない。結果的には政府案にいわばお墨付きを与え、政府案を応援する役割を果たしているだけだといっても決して誤りではない。かつて改正刑法草案の法制審議会刑事法特別部会における審議に際して研究者委員が政府の態度に抗議して辞職した矜持を求めることははやできない。そのため政府の「厳罰化ではない」という争点外しが成功する形となった。

このように少年法を改正すると成人と少年を区別する意味は何かということになり、現に国会審議においても議員から「なぜ少年は成人と分けて考えなきゃいけないかということをお墨付きを大臣に御答弁いただきたいと思(26)います」と質問されている。この質問に対して法務大臣からは「そこは非常に難しいところだと思(27)うんですね。なぜ一般成人の場合と区別して少年法が適用されているかということになりますと、一方で、人権を尊重して、大人の場合(28)は、行為に対する責任を問うという考え方がやはり刑法そのほかの考え方にはあるだろうと思います。少年

の場合には、もちろん行為に対する責任は問うということがないわけではありませんが、それよりか、やはり人格の形成途上であるということ⁽²⁷⁾を重視している。」等と答弁されている。少年法の基本理念は守るということも繰り返し答弁されている。

しかし、ここで注意しなければならないことは「守る」ということの意味である。何を守り、何を守らないかということである。というのも、「これだけ検察官の関与を認めるのでしたら、予断排除の原則や伝聞法則の排除を撤回して、裁判官がある程度中立な立場で審判できるようにしていくべきではないかな」というような考えもあるのですけれども、この点、いかがお思いになるでしょうか。⁽²⁸⁾という質問に対して、「通常の訴訟では、先ほどおっしゃったような予断排除の原則であるとか伝聞法則というものが取り入れられておりまして、裁判所は、起訴状だけを見て、そして訴訟の場では当事者が提出した証拠によって判断していく、そして双方が激しく争う中で事実関係を確定していくということになりますが、少年審判の場合は、そういう構造をとらずに、職権主義的、保護主義とも言っておりますが、裁判所が職権で懇切に、少年の更生をやるためには何が一番いいかという判断をしていく、こういう構造でできていくわけです。」⁽²⁹⁾と答弁されているからである。このように少年審判における伝聞法則の不適用等については少年審判は職権主義構造だからといって正当化する他方で、少年審判における検察官関与の拡充については「事実認定の適正化」のためだといって正当化している。片面的で矛盾していることは明らかであろう。議員から次のような質問が出されたのも至極、当然のことといえよう。

いろいろ調べれば調べるほど、私は、むしろこの少年法の考え方というのは、成人にもこれからもっと強調されるべきではないか。今、心身の発達はまだ途上にあるとおっしゃいましたけれども、大体、心身の発達が

途上にあつて罪を犯して刑務所に入っている成人というのめたくさんいるし、やはりそれは個人差が大きいのではないかと、思うふうですね。そして、今まさに、再犯防止のためには雇用の受け皿、雇用の受け皿のためには教育だ、あるいは刑務所の中も外も教育が大事だ、そういうことをおっしゃってきている、そういう流れになってきているということは、私は、むしろこの少年法の精神こそ成人にも適用されてしかるべきではないかというふうにまず総論として思っておるわけですが、大臣、そのようにお考えですか。³⁰

ここに現行少年法制定以来の最大の争点の一つ、すなわち、少年審判を刑事裁判化するのか、あるいは刑事裁判を少年審判化するののかという争点が浮上することになった。

政府の態度は少年犯罪被害当事者等への対応においても禍根を残すことになった。日本国憲法下の刑事裁判制度および少年審判制度である以上、被害当事者の声を活かすことには大きな限界があるということを政府の側も十分に承知し、そして、現に「不定期刑の廃止」という要望については受け入れない等というように極めて限定的にしか反映していないにもかかわらず、「必要に応じてこれからも少年法の見直しをしていただきたいです」という当事者の発言にみられるように被害当事者に対して要望がいつかは叶うという期待を抱かせ続けながら、被害当事者の声を最大限に利用する形で少年法の一部改正をはかるといふ態度を今回も採用しているからである。これでは被害当事者の悩みをより深めさせるだけではないか。

このように見ると本一部改正の見直しに当って何が重要かというところと第三者機関を設置して運用実態を詳しく検証させ、それを踏まえて少年法改正でできることとできないことを正しく整理することだということになる。この検証に基づいて見直しをはかるところこそが本当の「見直し」だということを最後に強調しておきたい。

(24) ちなみに、全司法本部少年法対策委員会では、二〇〇一年四月から少年法が改正されたことを受け、その後の「改正」少年法の運用状況の調査を定期的に行っている。第七回「改正」少年法運用状況調査は、二〇〇三年七月から一二月末までの改正少年法の運用状況を全国的に調査したものである。三月三〇日現在、全国五〇庁の家庭裁判所のうち四六庁から回答を得ているとされる (<http://www.zensho.net/shounen/09.html>を参照)。これによると、検察官関与事件のうち検察官関与決定のあった事件は一件、検察官から関与の申出があつて関与決定がなかった事件は四件であるとされる。そして、その問題点が「前回に引き続き、事案が重大であることのみが理由と思われる関与申出が見られます。裁判所としても、多数共犯等の理由から、争点や主張を明らかにする上で検察官を安易に関与させてしまう傾向がないか、注意が必要です。一四歳といった年少少年の事例もあり、否認があつたとはいえ、検察官関与の相当性については年齢等の事情を考慮し、慎重になされることが望まれます。また、前回に引き続き、要保護性審理の審判に検察官を在席させた事例も報告されました。これは、事実認定の適正化という制度趣旨を逸脱した非常に問題のある運用と言わざるをえません。」と解説されている。これらの運用実態を踏まえて、前述の二〇一三年六月二七日付の全司法労働組合少年法対策委員会「諮問第九五号に関する要綱(骨子)に関する見解」は、検察官関与の対象事件の拡大について次のように批判していた。

「少年法二二条第一項には『(少年) 審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならぬ。』とあります。家裁調査官は少年の内省が深まるように、人間関係諸科学の知見を活かして少年と向き合ってきました。仮に、検察官が関与することによって真実が明らかとなったとしても、少年の内省は深まるのでしょうか。検察官の関与が本当に少年の健全な育成に資するかどうかは、慎重なうえにも慎重な議論を経て結論をすべきだと考えています。昨年亡くなられた団藤重光元最高裁判事は、二〇〇〇年の少年法『改正』(裁判官合議制の導入や検察官関与) などについて、『いかにも審判を丁寧にするかのような感じがあるが、実は少年審判の命を奪うものとなる。少年審判は、裁判官と少年が向き合い、人間と人間が触れあう

中で、少年が心を開き、自らの口で「実はこうだった」と話すことに意義がある。だが、目の前に三人の裁判官がいたらどうでしょうか。ましてやそこに検察官がいて少年の責任を追及したら、少年は心を開くと思いませんか』と指摘され、当時の改正の動きに対しては、『次代に恥ずべき「世紀の恥辱」と言わなければならない』と述べています。厳しく追及すれば、本当のことを言うとは限りません。丁寧な話を聞いていくことが真実を明らかにする確実な方法です。ましてや、少年が大人に囲まれた中で、自分の意見を述べたり、事実についての主張をしてゆくのは並大抵のことではありません。検察官が関与さえすればすべてが解決するとは到底言えないのです。』

(25) ただし、最高裁判所長官代理者から「現在におきましても、弁護士付添人が選任されたが検察官が関与していないという事件において、事件の関係者等から審理のバランスを欠いているといった具体的な批判があったとは承知しておりません。」(『第一八六回国会衆議院法務委員会議録第六号(平成二六年三月二五日)』一八頁)という答弁がなされた点は注目される。

(26) 『第一八六回国会衆議院法務委員会議録第五号(平成二六年三月一九日)』七頁。

(27) 同八頁。

(28) (29)同一五頁。

(30) 同七頁。